

料金その他の供給条件の内容

季節別時間帯別電灯

本 則

1 目 的

この選択約款は、季節別時間帯別に設定された料金によって、より電力需要の少ない時間帯への負荷移行を促進し、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

2 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、電気事業法第19条第7項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、電気供給約款（平成19年2月7日届出。以下「供給約款」といいます。）を変更した場合には、この選択約款を変更いたします。

3 適 用 範 囲

供給約款の従量電灯の適用範囲に該当し、別表1（夜間蓄熱式機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）または別表2（オフピーク蓄熱式電気温水器）に定める小型機器（以下「オフピーク蓄熱式電気温水器」といいます。）を使用する需要で、夜間蓄熱式機器の総容量（入力）またはオフピーク蓄熱式電気温水器の総容量（入力）が1キロボルトアンペア以上であり、かつ、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

4 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよ

び200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

5 契約容量

- (1) 契約容量は，原則として供給約款の従量電灯Cに準じて定めます。
- (2) 夜間蓄熱式機器を使用される場合は，(1)にかかわらず，契約容量は，原則として，次のイによってえた値に0.4を乗じてえた値がロによってえた値以上となる場合は，イによってえた値とし，それ以外の場合は，次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{イによってえた値} + \text{ロによってえた値} \times 0.1$$

イ 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器以外のものについて，原則として従量電灯Cの契約容量決定方法に準じてえた値

ロ 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器の総容量（入力）

6 季節区分および時間帯区分

- (1) 季節区分は，次のとおりといたします。

イ 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ロ その他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

- (2) 時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ ピーク 時間

毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。

ロ オフピーク時間

毎日午前7時から午前10時までの時間および毎日午後5時から午後11時までの時間をいいます。

ハ 夜間 時間

ピーク時間およびオフピーク時間以外の時間をいいます。

7 料 金

料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、お客さまが8（使用電力量の計量）(2)口により夜間蓄熱式機器を使用される場合または別表3（通電制御型夜間蓄熱式機器）に定める小型機器（以下「通電制御型夜間蓄熱式機器」といいます。）を使用される場合の料金は、基本料金および電力量料金の合計から、(3)によって算定された5時間通電機器割引額または(4)によって算定された通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いたものといたします。また、電力量料金は、別表4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,100円を下回る場合は、別表4（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が28,700円を上回る場合は、別表4（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

イ 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	1,260円00銭
---------	-----------

ロ 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	2,100円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	273円00銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

なお、ピーク時間の使用電力量については、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用

電力量といたします。

イ ピーク時間

ピーク時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	31円55銭	26円46銭

ロ オフピーク時間

1 キロワット時につき	21円31銭
-------------	--------

ハ 夜間時間

1 キロワット時につき	7円35銭
-------------	-------

(3) 5時間通電機器割引額

5時間通電機器割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の5時間通電機器割引額は、半額といたします。

5時間通電機器の総容量（入力）1キロボルトアンペアにつき	241円50銭
------------------------------	---------

なお、5時間通電機器の総容量（入力）の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(4) 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額

通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、半額といたします。

通電制御型夜間蓄熱式機器の総容量（入力）1キロボルトアンペアにつき	136円50銭
-----------------------------------	---------

なお、通電制御型夜間蓄熱式機器の総容量（入力）の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(5) 最低月額料金

(1)および(2)によって算定された基本料金と電力量料金との合計から(3)または(4)によって算定された5時間通電機器割引額または通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いてえた金額が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額といたします。

1 契 約 に つ き	306円60銭
-------------	---------

8 使用電力量の計量

(1) 使用電力量の計量は、原則として各時間帯別に行ないます。この場合、それぞれの使用電力量の計量は、供給約款25（使用電力量の計量）に準ずるものといたします。

(2) 夜間蓄熱式機器の計量等

イ 特別の事情がある場合は、お客さまと当社との協議のうえ、夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱式機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただきます。また、当社は、夜間時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

なお、当社は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

ロ イに該当する場合で、お客さまが希望されるときは、当該夜間蓄熱式機器について、当社は、毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。（この場合、当該夜間蓄熱式機器を以下「5時間通電機器」といいます。）

なお、当社は、供給設備の状況により、5時間通電機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

ハ イおよびロの場合で、当社が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、夜間時間に使用されたものといたします。

9 契約期間

契約期間は、次によります。

- (1) 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。
- (2) 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- (3) 契約期間満了に先だって、原則として従量電灯または選択約款の時間帯別電灯〔夜間8時間型〕、時間帯別電灯〔夜間10時間型〕もしくは低圧高負荷契約に需給契約を変更することはできません。

10 全電化住宅割引

需要場所におけるすべての熱源を電気でもかなう需要（以下「全電化需要」といいます。）で、当社との協議が整った場合の料金は、7（料金）によって料金として算定された金額から(1)によって算定された全電化住宅割引額を差し引いたものといたします。ただし、7（料金）によって料金として算定された金額から(1)によって算定された全電化住宅割引額を差し引いてえた金額が7（料金）(5)の最低月額料金を下回る場合の料金は、7（料金）(5)の最低月額料金といたします。

なお、この場合、すべての熱源とは、給湯設備、厨房設備および冷暖房設備等に要する熱源をいいます。

(1) 全電化住宅割引額

全電化住宅割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額が(2)に定める全電化住宅割引上限額を上回る場合の全電化住宅割引額は、(2)に定める全電化住宅割引上

限度額といたします。

全電化住宅割引額 = 割引対象額 × 5パーセント

なお、割引対象額は、夏季についてはオフピーク時間および夜間時間、その他季についてはピーク時間、オフピーク時間および夜間時間に使用されたその1月の電力量に7（料金）(2)の該当料金を適用して算定された金額の合計といたします。

(2) 全電化住宅割引上限額

1 契約につき	2,100円00銭
---------	-----------

11 その他

(1) その他の事項については、次に定める場合を除き、供給約款の従量電灯Cにかかわる規定を準用するものといたします。

イ 当社は、供給約款27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、5時間通電機器割引額、通電制御型夜間蓄熱式機器割引額および全電化住宅割引上限額の日割計算は、別表5（5時間通電機器割引額等の日割計算の基本算式）によるものといたします。

ロ 供給約款41（制限または中止の料金割引）に定める事項については、供給約款の従量電灯Bに準ずるものといたします。

(2) この選択約款の実施上必要な細目的事項については、（実施細目）によるものといたします。

実 施 細 目

1 適 用 範 囲

(1) 夜間蓄熱式機器

イ 夜間蓄熱式機器とは、別表1（夜間蓄熱式機器）に該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

ロ 別表1（夜間蓄熱式機器）の「主として夜間時間に通電する機能」とは、次の場合を含みます。

(イ) お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合

(ロ) 本則8（使用電力量の計量）(2)イまたはロの場合で、当社が夜間時間以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置を取り付けた場合

ハ 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

なお、お客さまが無断で夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外された場合で、引き続き変更前の需給契約内容により電気を使用されたときは、供給約款36（供給の停止）(3)ハに該当するものといたします。

ニ 当社は、別表1（夜間蓄熱式機器）に定める夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(2) オフピーク蓄熱式電気温水器

イ オフピーク蓄熱式電気温水器とは、別表2（オフピーク蓄熱式電気温水器）に該当する貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能をあわせて有する貯湯式電気温水器等の機器をいいます。

ロ オフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

なお、お客さまが無断でオフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもし

くは取り替えまたは取り外された場合で、引き続き変更前の需給契約内容により電気を使用されたときは、供給約款36（供給の停止）(3)八に該当するものとしたします。

八 当社は、別表2（オフピーク蓄熱式電気温水器）に定めるオフピーク蓄熱式電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、オフピーク蓄熱式電気温水器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(3) 通電制御型夜間蓄熱式機器

当社は、別表3（通電制御型夜間蓄熱式機器）に定める通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(4) この選択約款から従量電灯または時間帯別電灯〔夜間8時間型〕、時間帯別電灯〔夜間10時間型〕もしくは低圧高負荷契約に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、この選択約款を適用いたしません。

2 契約容量

(1) お客さまの希望により当社の電流制限器を取り付ける場合は、契約容量は、電流制限器の定格電流値にもとづき次式により算定いたします。

$$\text{入力(キロワット)} = \text{電流制限器の定格電流(アンペア)} \times 100 \text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、電流制限器とは、供給約款16（従量電灯）(1)八(ロ)および(2)八(ロ)における電流制限器をいいます。

(2) 夜間蓄熱式機器を使用される場合で、お客さまの希望により夜間蓄熱式機器以外の機器について当社の電流制限器を取り付ける場合は、本則5（契約容量）(2)イの値は、(1)に準じて算定いたします。

3 5時間通電機器等に対する料金割引

- (1) 本則7(料金)(3)の適用を受ける夜間蓄熱式機器については、本則7(料金)(4)は適用いたしません。
- (2) 5時間通電機器または通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外されたことにより料金に変更があった場合は、5時間通電機器割引額および通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、別表5(5時間通電機器割引額等の日割計算の基本算式)により日割計算をいたします。
- (3) 通電制御型夜間蓄熱式機器の取付けまたは取替えをされた場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型夜間蓄熱式機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。
- (4) 供給停止期間中の5時間通電機器割引額および通電制御型夜間蓄熱式機器割引額については、別表5(5時間通電機器割引額等の日割計算の基本算式)の「日割計算対象日数」を停止期間中の日数として日割計算をいたします。

なお、この場合、5時間通電機器割引額および通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、まったく電気を使用しない場合のものとしたします。

4 使用電力量の計量

- (1) 「特別の事情がある場合」とは、従量電灯および選択約款の深夜電力または従量電灯および選択約款の第2深夜電力の適用を受けているお客さまが季節別時間帯別電灯に契約種別を変更される場合等、技術上、経済上やむをえず別計量を希望される場合をいいます。
- (2) 本則8(使用電力量の計量)(2)イおよびロの場合の各時間帯別の使用電力量は、電力量計ごとに本則8(使用電力量の計量)(1)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。
- (3) 供給約款26(料金の算定)(1)イまたはロに準じて日割計算をする場合で、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれるときは、料金計算上区分すべき期間における料金に変更のあった日の前後の日数に契約容量を乗じた値の比率によってあん分してえた値を、それぞれの期間の使

用電力量といたします。

5 全電化住宅割引にかかわる取扱い

(1) 全電化需要

イ 当社は、全電化需要であることを確認させていただきます。この場合、当社は、電気機器に関する資料等を提出していただくことがあります。

ロ 給湯設備、厨房設備、冷暖房設備等熱源を要する機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

(2) 全電化住宅割引額

イ 全電化住宅割引の適用を受けている場合で全電化需要でないことが明らかになったときは、供給約款39（違約金）に準じて違約金を申し受けます。ただし、(1)ロによる申出があった場合は、この限りではありません。

ロ 全電化住宅割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が全電化需要であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

ハ 供給約款26（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算をするときは、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。

6 その他

(1) 夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は、供給約款56（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。

(2) 供給約款（工事費の負担）に定める事項については、契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は、契約容量が増加したのものとして、従量電灯Cに準じて取り扱うものといたします。

(3) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の別表5（5時間通電機器割引額等の日割計算の基本算式）の「検針期間の日数」および「暦日数」は、次によります。

イ 検針期間の日数

(1) 電気の供給を開始した場合は、開始日の直前のそのお客さまの属す

る検針区域の検針日から，需給開始の直後の検針日の前日までの日数
といたします。

- (ロ) 需給契約が消滅した場合は，消滅日の直前のそのお客さまの属する
検針区域の検針日から，当社が次回の検針日としてお客さまにあらか
じめお知らせした日の前日までの日数といたします。

ロ 暦 日 数

- (イ) 電気の供給を開始した場合は，そのお客さまの属する検針区域の検
針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するもの
といたします。）の属する月の日数といたします。
- (ロ) 需給契約が消滅した場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針
の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応する
ものといたします。）の属する月の日数といたします。

附 則（実施期日）

この選択約款は，平成19年4月1日から実施いたします。

別 表

1 夜間蓄熱式機器

夜間蓄熱式機器とは、主として夜間時間に通電する機能を有し、通電時間中に蓄熱のために使用される機器をいいます。

2 オフピーク蓄熱式電気温水器

オフピーク蓄熱式電気温水器とは、ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能を有する機器であって、夜間蓄熱式機器に該当しないものをいいます。

3 通電制御型夜間蓄熱式機器

通電制御型夜間蓄熱式機器とは、次の(1)または(2)に該当する夜間蓄熱式機器およびオフピーク蓄熱式電気温水器をいいます。

(1) 次のいずれにも該当する機能を有するもの。

イ 給水温度を検知できること。

ロ イの給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。

ハ ロの熱量から所要通電時間数を算出できること。

ニ 毎日の夜間時間（本則8〔使用電力量の計量〕(2)イの場合は通電時間といたします。）の終了時刻からハの所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。

(2) (1)に準ずる場合で、当社が認めたもの。

4 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、通関統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値と

いたします。

なお，平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \quad + B \times \quad + C \times$$

A = 各四半期における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各四半期における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各四半期における1トン当たりの平均石炭価格

$$= 0.1837$$

$$= 0.4461$$

$$= 0.2582$$

なお，各四半期における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は，1円とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

□ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は，次の算式によって算定された値(以下「本体単価」といいます。)に消費税等相当額を加えたものいたします。この場合，消費税等相当額の単位は，1銭とし，その端数は，(イ)により本体単価を算定する場合は，切り上げ，(ロ)または(ハ)により本体単価を算定する場合は，切り捨てます。

なお，本体単価の単位は，1銭とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,100円を下回る場合

$$\text{本体単価} = (27,400\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が28,700円を上回り，かつ，41,100円以下の場合

$$\text{本体単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,400\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が41,100円を上回る場合

平均燃料価格は、41,100円といたします。

$$\text{本体単価} = (41,100\text{円} - 27,400\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

八 燃料費調整単価の適用

各四半期の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その四半期に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

四 半 期	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の3月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の検針日から6月の検針日の前日までの期間

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

なお、基準単価には消費税等相当額を含まないものといたします。

1キロワット時につき	14銭0厘
------------	-------

(3) 燃料費調整単価等の掲示

当社は、(1)イの各四半期における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価をあらかじめ当社の事務

所に掲示いたします。

5 5時間通電機器割引額等の日割計算の基本算式

- (1) 5時間通電機器割引額または通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

- (2) 全電化住宅割引上限額を日割りする場合

$$\text{全電化住宅割引上限額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

- (3) 供給約款26（料金の算定）(1)八に該当する場合は，(1)および(2)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。